

## 警備実施に関する訓令

(平成13年3月22日島根県警察訓令第8号)

警備実施に関する訓令(昭和41年島根県警察訓令第21号)の全部を改正する。

### 目次

#### 第1章 総則(第1条)

#### 第2章 警備本部及び部隊

##### 第1節 警備本部(第2条 - 第7条)

##### 第2節 部隊の編成(第8条 - 第11条)

#### 第3章 平素の措置(第12条・第13条)

#### 第4章 警備実施(第14条 - 第18条)

#### 第5章 部隊又は装備資機材等の援助要求(第19条)

#### 第6章 補則(第20条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察警備実施細則(昭和41年島根県公安委員会規則第5号)に基づき、警備実施要則(昭和38年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、島根県警察における警備実施の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 警備本部及び部隊

##### 第1節 警備本部

##### (警備本部の種別)

第2条 規則第5条の規定により設置する警備本部の種別は、県警備本部及び警察署警備本部(以下「警備本部等」という。)とし、その設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 県警備本部は、その体制により甲号警備本部及び乙号警備本部に区分する。
- (2) 甲号警備本部は警備犯罪、災害及び雑踏事故等(以下「事案」という。)に対処するため島根県警察の総力を挙げて警備実施を行う必要がある場合に、乙号警備本部はこれに準ずる場合に、それぞれ警察本部に設置する。
- (3) 警察署警備本部は、事案が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該地域を管轄する警察署に設置する。

2 県警備本部を設置したときは、当該事案発生地を管轄する警察署長は、警察署警備本部を置くものとする。

3 県警備本部長は、次のとおりとする。

- (1) 甲号警備本部長は、警察本部長とする。
- (2) 乙号警備本部長は、警備部長とする。

4 警察本部長及び警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、第1項の警備本部を置くまでの準備のため必要がある場合又は事案の規模・態様が第1項に定める警備本部を設置するに至らない場合は、警備連絡室を置くことができる。

5 警備連絡室長は、警察本部長等が指名する警察官をもって充てるものとする。

(警備本部等の組織)

第3条 警備本部は、規則第6条第1項に規定する者のほか、副本部長をもって構成する。ただし、状況により副本部長を置かないことができる。

(警備本部長の任務)

第4条 警備本部長は、警備本部員及び所属部隊を指揮して、警備実施全般を統括するものとする。

(副本部長及び幕僚の任務)

第5条 副本部長は、警備本部長を補佐するとともに、警備本部長に事故がある場合はこれを代理するものとする。

2 幕僚は、警備本部長の命を受け警備本部の事務を分掌し、警備本部長を補佐するものとする。

(幕僚及び係(班)の編成)

第6条 警備本部に、警備実施の態様に応じ必要な幕僚を置くものとする。ただし、状況により1人の幕僚が他の幕僚を兼ねることができる。

2 警備本部長は、各幕僚の下に必要な係(班)を置くものとする。

(幕僚等の派遣)

第7条 警察署警備本部の長は、当該警察署において副本部長及び幕僚を編成することが困難であるときは、警察本部長に副本部長及び幕僚の派遣を要請することができる。

## 第2節 部隊の編成

(部隊編成の基本)

第8条 部隊の編成に当たっては、努めて平素の警察組織を母体として編成するよう心掛け、指揮官と隊員及び隊員相互間の精神的連携の強化を図り、もって組織の総合力発揮に努めなければならない。

(特科部隊の単位)

第9条 特科部隊の単位及び編成は、隊(班)とする。ただし、事案の規模、態様又は部隊の規模等により実情に応じた単位及び編成をすることができる。

(部隊の長の任務)

第10条 各部隊の長は、警備本部長(警備連絡室の場合は室長)の指揮を受け、所属の部隊を指揮し、これを統括する。

(伝令)

第11条 小隊長(班長)以上の部隊長に、必要により伝令を置くことができる。

## 第3章 平素の措置

(招集・参集計画)

第12条 規則第14条第1項の招集計画及び同条第2項の参集計画の内容は、非常招集に関する訓令(昭和38年島根県警察訓令第5号)に定めるところによる。

(通信体制の確立)

第13条 警察本部長は、警備実施の万全を期すため、平素から中国管区警察局島根県情報通信部長と緊密な連絡を保持し、通信体制の確立を図るものとする。

## 第4章 警備実施

(実施計画)

第14条 警察本部長等は、規則第22条第1項に規定する実施計画の作成に当たり、事案が発生し、又は発生が予想される場所について、必要により実地調査を行わなければならない。

2 警察署長は、実施計画を作成した場合は、文書又は口頭で速やかに警察本部長に報告しなければならない。

(警備会議)

第15条 警察本部長等は、警備態勢を確立し、適正な警備実施を推進するため、関係幕僚及び必要と認められる関係者の全部又は一部の出席を求めて警備会議を開くことができる。

(任務等の伝達)

第16条 警備本部長及び部隊長は、事前に所属の全警備要員に対し、警備方針、任務、活動その他の必要な事項を伝達してその徹底を期さなければならない。

(交通の確保)

第17条 警備本部長等及び一般部隊長は、警備実施の現場において交通規制を行う場合は、現場周辺の交通状況を考慮し、う回路を指定する等の措置を講ずるとともに、積極的に広報活動を行い、県民の理解と協力を得て、一般交通の確保に努めなければならない。

(広報活動)

第18条 警備本部長等及び部隊長は、事案の規模、態様に応じ、常に統制を取りつつ効果的な広報に努めなければならない。

第5章 部隊又は装備資機材等の援助要求

(県内の援助要求及び援助派遣)

第19条 警察署警備本部の長は、部隊、施設、装備資機材等(以下「部隊等」という。)の援助を必要とする場合は、必要な事項を文書又は口頭により警察本部長に上申しなければならない。

2 前項の上申を受けた警察本部長は、必要と認める部隊等の派遣を命じるものとする。

3 前項の規定により援助派遣された部隊等は、原則として派遣先警察署長の指揮を受けるものとする。

第6章 補則

(警備実施要領)

第20条 治安警備実施、災害警備実施及び雑踏警備実施についての必要な細部的事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成14年3月28日島根県警察訓令第15号)

この訓令は、平成14年3月29日から施行する。